

医師・看護師・介護職員の大幅増員を

日本医労連増員闘争ニュース

第 123 号

2011 年 4 月 12 日

日本医労連増員闘争本部

TEL: 03-3875-5871

FAX: 03-3875-6270

日本看護協会と懇談



4 月 11 日、東日本大震災で延期していた日本看護協会との懇談を行いました。日本医労連から田中委員長、山田副委員長、桂木副委員長、原書記次長、中野中執、五十嵐書記が参加、協会は久常会長、菊池専務理事、小川常任理事はじめ 7 名が対応しました。

最初に、未曾有の被害となった東日本大震災の被害状況やそれぞれの活動を報告し、日本医労連からは「あらためて医療従事者の不足が明らかになった。必要な医療体制の確保、大幅増員、診療報酬改善が必要」と話し、4 月 14 日には被災者を含めた緊急要請を厚生労働省に行うことを伝えました。看護協会は「災害支援ナース派遣など今行っている支援は 4 月末でひと区切りとし、長期的な対応の検討が必要と感じている」としました。

バラバラでなく一緒にやる必要

看護職員等の夜勤交替制勤務者の労働時間規制問題で久常会長は、「①勤務間隔の制度化など何か形にしたい。16 時間という長時間勤務は世界にないことがワークフォースフォーラムでもはっきりした。私は 2 交替を否定するわけではないが、16 時間勤務はありえないと思っている。12 時間の勤務間隔は必要だ。ILO 看護職員条約でも指摘されている、しかしそのことだけ取り組んでもダメだと思っている。労働時間規制は労使の合

意が必要で、病院関係団体や看護管理者とも協議したいと思う。②ギリギリの人員体制で『7 対 1』を取得している施設では、有休も取れない状況になっている。有休取得できる人員配置で計算していく必要がある。『5 対 1』に移る前に、有休や休暇取得などが可能な実質的改善が必要。そのためには診療報酬上の評価がいる」としました。

労働時間規制に今がチャンスとの認識は一致しており、日本医労連から 10 年秋のキャラバン、署名、自治体意見書等の取り組みを伝えました。看護協会も、「バラバラでなく一緒にやる必要があると思う」としました。

看護制度一本化は必要

3 つ目には先日の「増員闘争ニュース」でお知らせした、日医と四病協が立ち上げた「准看護師の生涯教育研修体制のあり方検討委員会」設置の問題で意見交換を行いました。

「協会としての正式な検討はこれからだが、意見を言う場があるので、1996 年の准看護婦問題調査検討会報告書の経緯や、現行の養成に関わる課題なども含めて話そうと思っている」としました。日本医労連も必要時には対応を検討することを伝えました。



1 時間 15 分の懇談は和やかに行われ、それぞれの今後の活動予定をしめし、5 月 12 日の「看護の日」を中心に、マスコミや世論に訴える行動を確認しあって終了しました。